



# 鳥取県公報

令和6年2月16日（金）  
第9571号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（68）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（69）（企業支援課）・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（70）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出（71）（水産振興課）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（72）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（3件）（73～75）（倉吉農業高等学校）・・・・ 3
◇ 公 告	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 5

# 告 示

## 鳥取県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
ザイタック株式会社	山口県下関市山の 田本町6-4	米子ほんどおり薬局	米子市紺屋町58-2	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	令和6年2月 1日
〃	〃	四日市薬局	米子市四日市町50- 2	〃	〃

## 鳥取県告示第69号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
けんこうらんどショッピングタウン 鳥取市大杵45-1
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 秀樹 鳥取市吉成二丁目14-21
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日  
令和5年3月1日
- 届出年月日  
令和6年1月26日
- 縦覧に供する書類  
届出書
- 縦覧に供する期間  
令和6年2月16日から4月間
- 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第70号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷390から392まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第71号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和6年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取賀露加入区	沖合底びき網漁業
赤碕加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取境港加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5までに掲げる漁業以外の漁業であって鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業

**鳥取県告示第72号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月16日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
笑花合同会社	米子市皆生温泉二丁目20-31	地域サポートセンター笑花	米子市皆生温泉二丁目20-31	行動援護	令和6年2月29日

**鳥取県告示第73号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生乳又は生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月16日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 竹 内 善 一

- 1 委託の相手  
大山乳業農業協同組合  
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部  
倉吉青果株式会社  
倉吉花き市場株式会社  
鳥取中央農業協同組合  
株式会社食のみやこ鳥取  
倉吉農業高等学校販売実習実行委員会
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

---

**鳥取県告示第74号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月16日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 竹 内 善 一

- 1 委託の相手  
鳥取中央農業協同組合
- 2 委託期間  
令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

---

**鳥取県告示第75号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月16日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 竹 内 善 一

- 1 委託の相手  
株式会社米子木材市場
- 2 委託期間  
令和5年12月13日から令和6年2月29日まで

---

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、日吉津村から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画地区計画 富吉北地区地区計画
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

---

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び

空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年2月16日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和6年3月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年2月16日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年3月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	5人
令和6年3月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年3月5日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年3月12日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年3月19日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年3月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

### 3 講習課目

#### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

#### (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

### 5 講習受講手数料及びその納付方法

#### (1) 講習受講手数料 12,700円

#### (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

### 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

### 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。